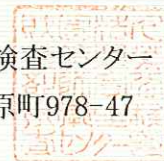


〒311-1201  
茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町385-1

受付No. 11-RA-546  
受付年月日 平成23年10月 4日  
報告年月日 平成23年10月 6日

(株)マルヒ 様

(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-47



## 試験検査成績書

検体名	ほしいも
検査内容	放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)
採取日時	—
採取場所	—
採取者	貴方
測定日時	平成23年10月5日 9時57分
測定方法	・平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」を参考 ・平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ7 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に準じる

測定項目		検査結果 (Bq/kg)	暫定規制値 (Bq/kg)
放射性ヨウ素	I-131	不検出 (10 Bq/kg 未満)	—
放射性セシウム	Cs-134	不検出 (10 Bq/kg 未満)	—
	Cs-137	不検出 (10 Bq/kg 未満)	
備考			
試験検査責任者	技術部 森山 庸一		

## 放射能の暫定指標値

放射能汚染された食品の取り扱いについて

(食安発0317第3号 平成23年3月17日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

## ○ 飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指標における 摂取制限に関する指標値(Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： $^{131}\text{I}$ )	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
肉・卵・魚・その他		
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ 核種( $^{238}\text{Pu}$ 、 $^{239}\text{Pu}$ 、 $^{240}\text{Pu}$ 、 $^{242}\text{Pu}$ 、 $^{241}\text{Am}$ 、 $^{242}\text{Cm}$ 、 $^{243}\text{Cm}$ 、 $^{244}\text{Cm}$ 放射能濃度の合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

※ 魚介類中の放射性ヨウ素については 2,000 Bq/kg  
魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて (食安発0405第1号より)